

地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金（産科医等確保支援事業）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき実施する産科医等確保支援事業について、必要な事項を定めるものである。

（事業の目的）

第2 この事業は実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3 補助の対象者は、以下の要件を全て満たすもの又はこれに準じるものと判断されるものとする。

（1）就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記し、雇用する産科医等に対して手当を支払っている分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、適当と認められる場合は開設者本人についても対象とする。

（2）一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

（事業内容）

第4 この事業は、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するものである。

（補助対象経費等）

第5 補助金の基準額、補助対象となる経費及び補助率は、交付要綱別表1のとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）交付要綱別表1に定める補助対象経費（1分娩当たり）の額（同表基準額に定め

る額を限度額とする。)を施設毎に合計した額を選定する。

(2) 前号により選定された額に交付要綱別表1に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付の申請)

第6 補助金の交付申請にあたって、交付要綱第3条第2項(5)に規定するその他参考となる書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 産科医等確保支援事業計画書(要領様式第1号ーア)

(2) 分娩手当支給予定額明細書(要領様式第1号ーイ)

(実績報告)

第7 補助金の実績報告にあたって、交付要綱第6条第2項(5)に規定するその他参考となる書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 産科医等確保支援事業実績報告書(要領様式第2号ーア)

(2) 分娩手当支給実績額明細書(要領様式第2号ーイ)

附 則

この要領は、平成27年1月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年2月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。